

-----経営企画室よりご連絡-----6月4日更新

【多子世帯における授業料等減免申請の受付期日について】

- ① 在校生（就学支援金不申請者・不認定者）  
新1年生（4月に就学支援金を不申請で提出した方）

提出期日 令和2年6月10日

コロナ感染予防による学校の休校が6月2日までとなっていたため、受付を6月10日までとさせていただきます。

6月11日以降申請された方については、減免開始月は、減免申請書を受理した日の属する月からとし期間は当該年度を超えない範囲となります。

- ② 新1年生就学支援金不認定者（申請をしたが、所得制限により不認定の連絡を受けたもの）
- \* 就学支援金4月申請の審査がまだ完了していないため、不認定の確定がされ次第保護者宛に通知いたします。

多子世帯授業料減免事業（扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯）について就学支援金を受けていない世帯の対する東京都の単独事業です。

詳細、申請様式等は、4月13日に本校のホームページに登載しております。